

幼児教育・保育の無償化とは（幼稚園の場合）

① 幼児教育・保育の無償化のねらい

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

② 施設等利用給付とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。

幼稚園在園児の方は、無償化の対象となるために犬山市（お住まいの市町村）で「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。次の3つ区分に応じて、無償化の内容が決まります。預かり保育等を利用しない場合は「1号」を、預かり保育等を利用する場合で、「保育の必要性」に該当する方は「2号・3号」を受けることになります。

○ 子育てのための施設等利用給付認定の区分について

認定区分	対象	内容
1号認定	満3歳以上の子どものうち、2・3号認定以外の場合	○授業料・利用料…無償 ○預かり保育、一時保育等…無償化対象外
2号認定	3～5歳児で、保護者が「保育の必要性（※③参照）」に当てはまる場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している子ども）	○授業料・利用料…無償 ○預かり保育、一時保育等…無償 （施設条件・上限額あり）
3号認定	0～2歳児で、保護者が「保育の必要性（※③参照）」に当てはまり、市町村民税非課税世帯である場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）	

③ 保育の必要性について（保育を必要とする理由）

保護者それぞれが次の条件のいずれかに当てはまる場合、保育の必要性が認められます。

1	就労	居宅内外で月60時間以上就労（夜勤を含む）をしている場合
2	妊娠・出産	母親の出産前後である場合 （出産予定日の前日を含む56日前から出産当日を含む57日目まで）
3	疾病・障害等	保護者が病気・負傷・心身の障害等の場合
4	同居親族等の介護・看護	同居の親族や長期入院等をしている親族の介護や看護をしている場合
5	災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧の場合
6	求職活動	求職活動中である場合
7	就学	就学や技能取得等の場合
8	DV・虐待	DVや虐待のおそれがある場合
9	育児休業	育児休業取得時（3歳以上児のみ）

給付を受けるための手続き

①子育てのための施設等利用給付認定（全員必要）

あらかじめ「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

◎提出先 各幼稚園

◎必要書類

※下記必要書類を封筒に入れ、幼稚園へ提出してください。

★1号・2号・3号共通

全員必要 (申請児童につき1枚)	<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定申請書
----------------------------	--

※令和3年1月1日現在犬山市に住所がない方は、「令和3年度市町村民税課税証明書」の提出をお願いします。

※保護者(父母)それぞれの証明書類が必要です。

★2号・3号を希望する場合（1ページ②及び③参照）

※保護者(父母)それぞれの証明書類が必要です。

保育の必要性を証明する書類【いずれか必須】	
就労 (会社員・パート等)	<input type="checkbox"/> 就労確認書
就労(自営業)	<input type="checkbox"/> 就労確認書、 確定申告の写し・公的機関への届出等・チラシ・名刺・ホームページの写し等営業 の実態が判断できる資料
就労(内職)	<input type="checkbox"/> 就労確認書 及び <input type="checkbox"/> 作業依頼証明書
就労(農業従事)	<input type="checkbox"/> 就労確認書 及び <input type="checkbox"/> 出荷等の伝票 ※農業従事で田畑を耕作されている場合は、1人当たり田畑合わせて10アール以上 の農地を耕作していること、及び生計に寄与していること。
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し(表紙及び出産日のわかるページ)
疾病・障害等	<input type="checkbox"/> 医師の診断書(原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの)
同居親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 医師の診断書(原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの)
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申告書
就学	<input type="checkbox"/> 合格通知・在学証明書・カリキュラム等の在学期間及び就学時間が分かる書類
育児休業	<input type="checkbox"/> 就労確認書(育児休業期間を記入したもの)

- ②決定通知** 犬山市が認定を行い、各幼稚園経由で「施設等利用給付認定通知書」を通知します。
 ※審査に必要な場合、犬山市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

③給付

利用者負担

- ・幼稚園授業料及び入園料が無償となります。(25,700円/月まで無償)
- ・給食費のほか実費徴収費用は園に支払います。

預かり保育

- ・各幼稚園を通して利用料の請求を行います。
- ・市の審査後、各保護者に支給します。

※支給は年4回の予定です。

必要書類

- 施設等利用費請求書（償還払い用）
- 領収証（原本）
- 特定子ども・子育て支援提供証明書

④施設等利用給付認定の有効期間について

1号認定	小学校就学前の年度末
2・3号認定	<ul style="list-style-type: none"> ○「就労」、「疾病・障害」及び「介護・看護」の方 <ul style="list-style-type: none"> ・3号認定：満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ・2号認定：小学校就学前の年度末 ○「育児休業」の方：育児休業終了日 ○「妊娠・出産」の方 <ul style="list-style-type: none"> ・3号認定：「出産日（出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日」または「満3歳に達する日以後の最初の3月31日」のいずれか早い日 ・2号認定：「出産日（出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日」または「小学校就学前の年度末」のいずれか早い日

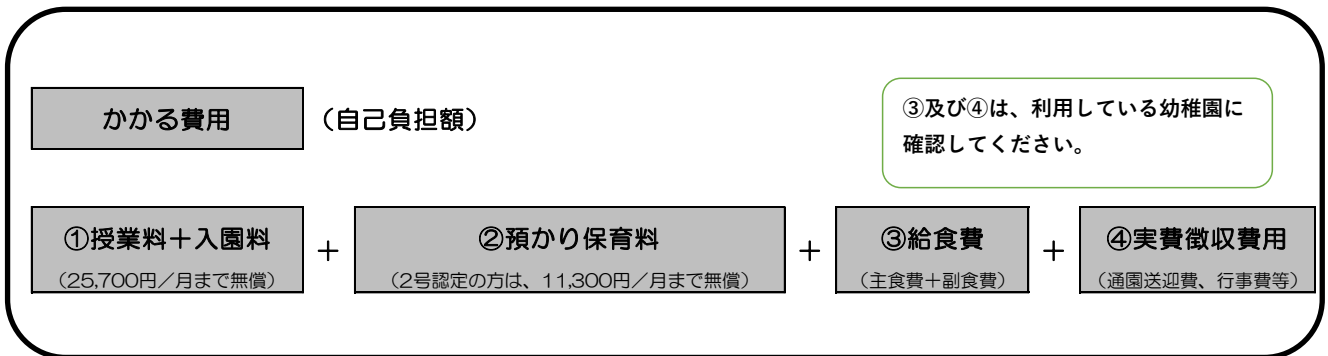
⑤施設等利用給付認定の内容変更があった場合について

認定後、内容に変更が生じた場合は、改めて「施設等利用給付認定申請書」及び就労確認書等の添付書類が必要となります。変更が生じた際は、在園施設又は犬山市役所子ども未来課までご連絡ください。

【問合せ】
 犬山市役所教育部子ども未来課（保育園・幼稚園担当）
 TEL：0568-44-0324
 FAX：0568-44-0365



無償化後にかかる費用（幼稚園の場合）



①授業料+入園料

幼稚園在園児（満3歳～5歳児）の全てを対象に、「上限25,700円/月まで」無償化されます。

授業料 + 入園料	<p>授業料（入園料を在籍月割した額を含む）－25,700円/月</p> <p>※各園の授業料及び入園料は、園ごとに異なります。</p> <p>※計算した結果0円以下になった場合、0円となります。</p>
-----------------	--

※実費として徴収されている費用（給食費、通園送迎費、行事費など）は、無償化の対象外です。

※満3歳児（2歳児クラス）の方も同じ取扱いです。

毎月の支払	<p>犬山市内の幼稚園では、原則として、上記で計算された「自己負担額」のみを園に支払う方式になります。</p>
-------	---

②預かり保育料

幼稚園在園児で、「保育の必要性」に該当する場合、幼稚園授業料に加えて、預かり保育も「450円×利用日数（上限11,300円/月）まで」無償化されます。

預かり 保育料	<p>各園が定めた額を園が徴収。 ただし、「保育の必要性」に該当する場合は、次の数式で計算した額を市から給付する。</p> <p>「預かり保育料」－（450円×利用日数（上限11,300円/月））</p> <p>※園を通して申請が必要です。</p>
------------	--

※満3歳児（2歳児クラス）は、市民税非課税世帯のみが対象です。

※夏休みなどの長期休業期間も計算方法は同じです。

※年間開園日数200日未満または開園時間8時間未満の幼稚園を利用している場合のみ、一時保育等の利用料も加えて計算することができます。

毎月の支払	<p>一旦園に預かり保育料を支払い、後から領収書等をもとに給付する方式になります。</p>
-------	---